

新型コロナウイルス感染症対策 離職者応援事業

山形県新型コロナ対策応援金の寄付者の思いを踏まえて、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた県内の労働者を応援するため、山形県新型コロナウイルス感染症対策離職者応援金を準備しました。

支給対象者

- ・新型コロナウイルス感染症に起因して解雇・雇止めされた県内の労働者
 - ※生活保護受給世帯の方は除く
 - ※解雇・雇止めされた事業主との間で雇用契約のなかった方は除く
 - ※定年退職、自己都合退職、契約期間の満了による退職は除く

応援金

一人一回限り **5万円** ただし、予算超過の場合は調整の可能性があります

申請方法

HPに掲載の『山形県新型コロナウイルス感染症対策離職者応援金支給申請書』に必要書類を添付し、**郵送**にて送付ください。

添付書類として新型コロナウイルス感染症の影響により離職したことを証明する書類の次のいずれかの書類の添付が必要です。

- ・雇用保険受給資格者証の写し
- ・離職票2の写し
- ・退職証明書等（事業主による使用期間や離職理由を証明された書類）

申請期間

第4期（令和3年1月1日から3月31日までの間に解雇・雇止めされた方）

⇒ **令和3年4月21日（水）から令和3年5月19日（水）消印有効**

※第1期（4月から7月）第2期（8月から9月）第3期（10月から12月）に解雇・雇止めされた方の申請は終了しております。御了承ください。

山形県新型コロナ対策応援金に寄せられた寄付金等が財源になっている事業ですので、予算に限りがあることを御了承ください。予算超過の場合は支給額等が調整される可能性があります。

《問合せ・提出先》



〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

県庁 産業労働部 雇用・コロナ失業対策課 ☎023（630）2377